

東広島市人権教育及び人権啓発推進基本計画

最終稿



ひと
～人・かがやきプラン～

令和4（2022）年3月改訂

東広島市・東広島市教育委員会

目 次

はじめに	1
1 計画の位置付け	2
2 計画目標	3
3 計画推進の視点	3
第1章 人権尊重の理念	4
第2章 人権教育・啓発の基本的な在り方	5
1 人権教育	
2 人権啓発	
第3章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	6
1 学校等	
2 地域	
3 家庭	
4 職域	
第4章 普遍的な視点からの取組み	7
1 人権教育	7
(1) 学校教育	
(2) 社会教育	
2 人権啓発	8
(1) 内容	
(2) 方法	
第5章 重要課題への取組み	10
1 女性	11
2 子ども	13
3 高齢者	15
4 障害者	18
5 同和問題	20
6 外国人	22
7 HIV感染者・ハンセン病患者等	24

8	インターネットによる人権侵害	28
9	その他	30
第6章	人権の推進に関わる者に対する研修等	32
第7章	総合的かつ効果的な人権教育・啓発の推進	34
1	教育の推進及び啓発行事の開催	
2	教育・啓発資料の作成と配布	
3	教育・啓発に関する調査研究	
4	担当者の育成	
5	マスメディア及びインターネット等情報関連技術の活用	
第8章	推進体制の確立	36
1	推進体制	
2	各機関等との連携・協力	
3	計画のフォローアップ及び見直し	
—資料—		
	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」	38
	「人権教育・啓発に関する基本計画」	40
	「広島県人権教育・啓発指針」	76
	「広島県人権教育推進プラン」	80
	「広島県人権啓発推進プラン」	82
	「東広島市人権教育及び人権啓発推進審議会規則」	108

本計画に関連する法律一覧

正式名称	通称・略称	公布日	掲載ページ
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	人権教育啓発推進法	平成27年8月1日	1, 2, 5
部落差別の解消の推進に関する法律	部落差別解消推進法	平成28年2月16日	1
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	障害者差別解消法	平成28年4月1日	1
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	ヘイトスピーチ解消法	平成28年6月3日	1, 22
教育基本法	教基法	平成18年12月22日	5, 13
男女共同参画社会基本法	-	平成11年6月23日	11
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	DV防止法	平成13年4月13日	11
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	男女雇用機会均等法	昭和47年7月1日	11
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	女性活躍推進法	平成27年9月4日	11
ストーカー行為等の規制等に関する法律	ストーカー規制法	平成12年5月24日	11
児童福祉法	児福法	昭和22年12月12日	13
いじめ防止対策推進法	いじめ防止法	平成25年6月28日	13
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童ポルノ禁止法	平成11年5月26日	13
子ども・若者育成支援推進法	-	平成21年7月8日	13
児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律	-	令和元年6月26日	13
高齢社会対策基本法	-	平成7年11月15日	15
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	高齢者虐待防止法	平成17年11月9日	15
障害者基本法	-	昭和45年5月21日	18
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	障害者虐待防止法	平成23年6月24日	18
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	障害者差別解消法	平成25年6月26日	18
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者総合支援法	平成17年11月7日	18
部落差別の解消の推進に関する法律	部落差別解消推進法	平成28年12月16日	20
出入国管理及び難民認定法	入管法	昭和26年10月4日	22
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律	技能実習法	平成28年11月28日	22
らい予防法の廃止に関する法律	-	平成8年3月31日	25
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	ハンセン病問題基本法	平成20年6月18日	26
ハンセン病患者者家族に対する補償金の支給等に関する法律	-	令和元年11月22日	26
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防法	平成20年6月18日	27
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律	プロバイダ責任制限法	平成13年11月30日	28
個人情報の保護に関する法律	個人情報保護法	平成15年5月30日	28
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年インターネット環境整備法	平成20年6月18日	28
アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法	アイヌ施策推進法	平成31年4月26日	30
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	性同一性障害特例法	平成15年7月16日	30

はじめに

私たちは、だれでも夢や希望や意欲を持ち、「社会の中で持てる能力を十分発揮したい。」「生命を輝かせて、幸せに暮らしたい。」と願っています。

このような願いを、人間の権利として確立していくために、人々は長い歴史の中で、たゆまない努力を続けてきました。「人権」は、一人ひとりにとってかけがえのない尊いものであり、人間として生きていくうえで欠かすことのできないものです。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する施策が講じられてきましたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、不当な差別など、様々な人権侵害がなお存在しています。また、社会の国際化、情報化、高齢化等に伴い、人権に関する新たな課題も生じており、平成 12(2000)年 12 月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされました。

いまだに残る差別を解消するために、平成 28(2016)年には、差別の解消を目的とする人権 3 法（部落差別解消法・障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。東広島市におきましても、すべての市民の人権が尊重され、ともにあらゆる分野へ参画し、個々の能力を十分発揮することができるまちづくりをめざして一層の努力を重ねていく必要があります。

東広島市人権教育及び人権啓発推進基本計画（以下「基本計画」という）は、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための実施計画として、平成 15(2003)年 11 月に策定し、平成 22(2010)年 3 月に見直しを行いました。

前回の改訂から 12 年が経過した現在、性的指向や性自認に対する関心の高まりなど社会情勢の変化や、インターネットを通じた個人の名誉やプライバシーの侵害といった新たな課題への対応に加え、多文化共生と国際化を推進する本市におきましては、外国人の人権問題についても、取組みの強化が必要となっています。

今回の改訂は、本市を取り巻く情勢と、より複雑化する人権問題に対応するために行ったもので、改訂にあたっては、令和 2(2020)年度に実施した「東広島市人権に関する市民意識調査・事業所意識調査（以下、市民を対象に実施した調査を「市民意識調査」、事業所を対象に実施した調査を「事業所意識調査」という。）」の結果を参考にしました。

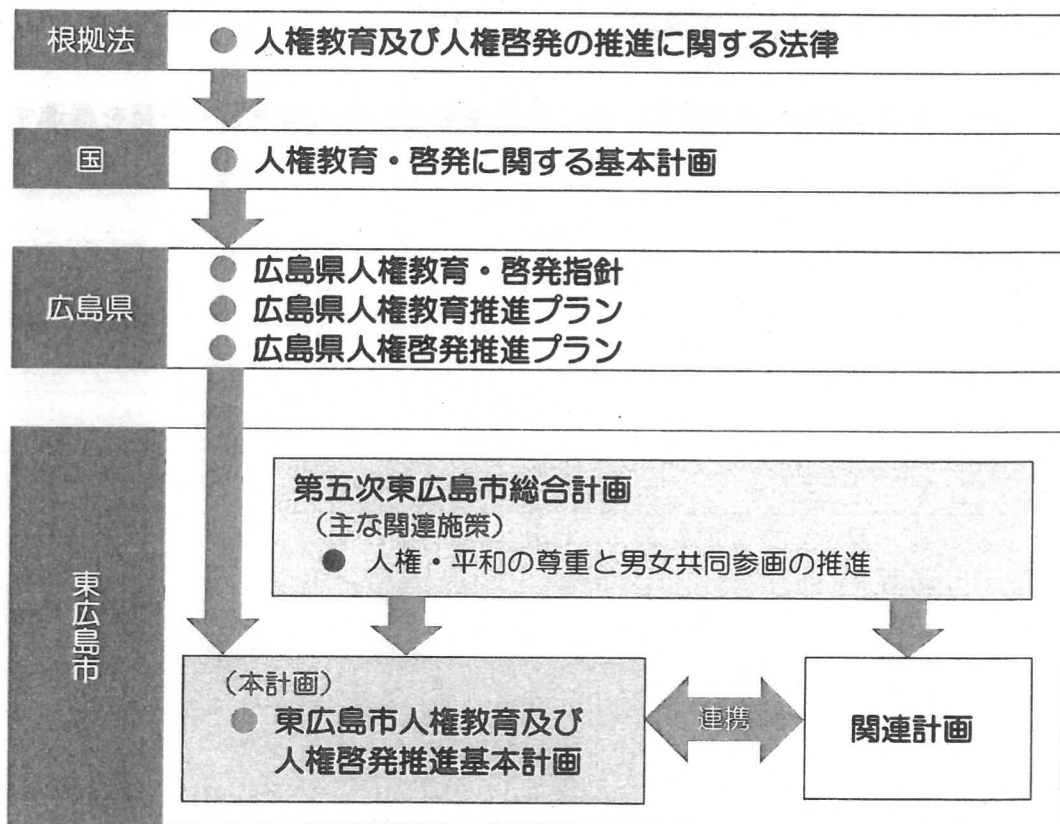
1 計画の位置付け

基本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、本市が今後実施する人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくことを意図して策定したものです。

策定にあたっては、国の「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14(2002)年3月策定・平成23(2011)年4月改訂）」、「広島県人権教育・啓発指針（平成14(2002)年5月策定）」及び「広島県人権教育推進プラン（平成14(2002)年12月策定）・広島県人権啓発推進プラン（平成14(2002)年11月策定・令和3(2021)年3月改訂）」に沿って、中・長期的な展望に立ったものとししました。

また、「第五次東広島市総合計画」の趣旨を踏まえるとともに、「第3次東広島市男女共同参画推進計画」など他の個別計画とも連携した内容となっています。

【計画の位置付け】



2 計画目標

基本計画は、市民一人ひとりが人権尊重の意識を高め、様々な人権問題を自らの問題として正しく認識するとともに、日常の生活において、互いに人として尊重し合い、一人ひとりが生き生きと暮らし、本市に生きることを誰もが誇りにできる地域社会づくりを目標とします。

3 計画推進の視点

基本計画は、次の視点に留意して推進します。

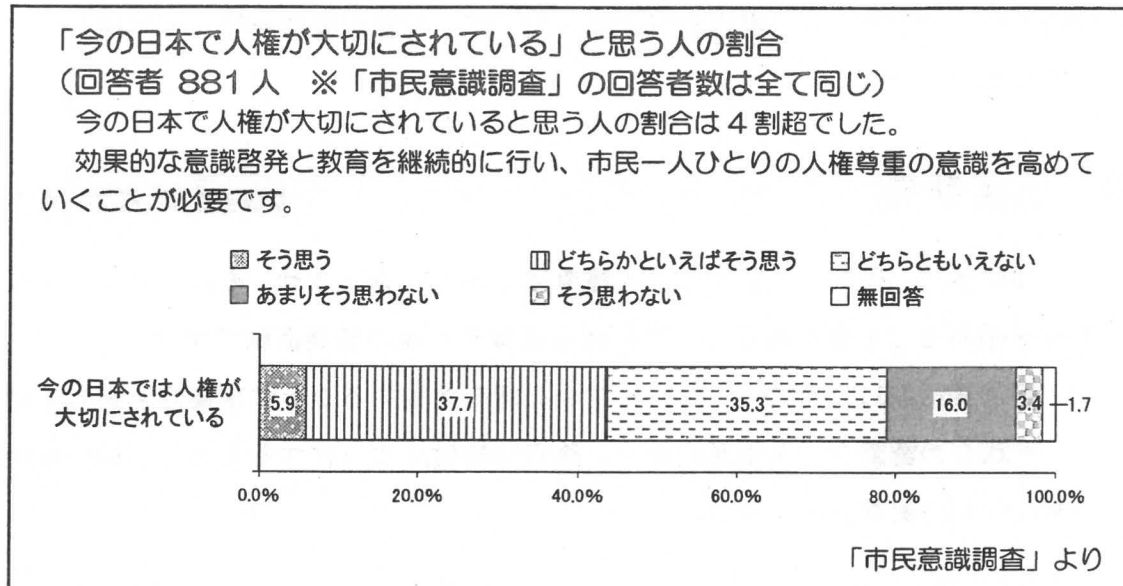
- ① すべての人の人権が尊重される社会づくりの視点
- ② 生命・個性の尊重のみならず、例えば異文化理解なども含めた、人権を幅広くとらえる視点
- ③ 自他の人権を共に生かす視点
- ④ 学校、地域、家庭、職域など、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進する視点

第1章 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、一人ひとりの人権がかけがえのない権利として、尊重されることが必要です。

そのためには、すべての個人が、人権の意義や重要性について理解を深め、自己の人権のみならず、他者の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、相互に尊重し合うことが求められます。



市民意識調査の概要

(1) 調査対象者

東広島市内に居住している 18 歳以上の男女 2,000 人
(住民基本台帳から無作為に抽出)

(2) 調査方法

郵送による調査票配付・回収

(3) 調査期間

令和 2(2020)年 11 月 18 日(水)から令和 2(2020)年 12 月 18 日(金)まで

(4) 有効回収率

44.1% (有効回答数 881)

第2章 人権教育・啓発の基本的な在り方

1 人権教育

人権教育は、市民一人ひとりに人権尊重の精神を育むことを目的としています。「人権教育啓発推進法」において、人権教育は「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義され（第2条）、国民がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」（第3条）推進されるべき旨述べられています。そのために人権教育は、日本国憲法及び「教育基本法」並びに国際人権規約等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身につくよう、生涯学習の視点にたつて、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育、社会教育及び家庭教育の場において、相互の連携を図って実施していく必要があります。

2 人権啓発

人権啓発は、市民一人ひとりに人権尊重の理念を普及させ、それに対する市民の理解を深めることを目的として行われる広報その他の啓発活動です。

人権啓発活動は、市民の一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、それらの認識が日常生活の中で、確実に根付くようにするために、総合的かつ効果的に行う必要があります。

第3章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

1 学校等

学校等では、それぞれの教育目標の実現をめざして、幼児・児童・生徒の発達段階に即しながら、幼稚園教育要領及び小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の学習指導要領（以下「学習指導要領等」という。）に基づいて教育活動を行う中で、人権尊重の理念についての理解を深めるとともに、豊かな感性を育み、確かな人権感覚の育成に努めます。

2 地域

地域では、生涯学習の視点に立って、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフステージにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識の高揚に努めます。また、地域は、住民がお互いの人権を認め合いながら日常の生活を営む「共存の場」です。そのため、人権尊重の理念が日常生活の中に根付くように多様な学習機会の充実を図ります。

3 家庭

家庭は、全ての教育の原点であり、幼児期から豊かな情操や思いやり、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で、重要な役割を果たす場です。このため幼児・児童等の保護者に対する学習機会の充実を図るとともに、相談窓口及び関係機関等についての情報の提供など、家庭教育の支援にむけた取組みの充実を図ります。

4 職域

民間企業等の人権啓発推進に果たす社会的役割は大きいものがあり、事業所内における人権啓発活動への取組みに対し、支援・協力を行います。

第4章 普遍的な視点からの取組み

1 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点にたつて、幼児期から高齢者までの諸段階に応じ、地域の実情も踏まえて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要があります。

(1) 学校教育

平成27(2015)年に学習指導要領が一部改訂され、道徳の時間が、「特別の教科 道徳」として位置づけられました。この改訂の背景には、深刻ないじめの問題、情報通信技術の発展、子どもを取りまく地域や家庭の変化、与えられた正解のない社会情勢などがあります。

令和元(2020)年に全面改訂された新学習指導要領では、何を学ぶだけでなく、どのように学ぶか、何ができるようになるかも重視して、子どもたちの「生きる力」を育むことを目指しています。

学校教育においては、それぞれの学校の教育目標の実現に向けた教育活動の中で、幼児・児童・生徒が社会生活を営む上で必要な知識、技能及び態度の習得を通して、人権尊重の精神が涵養される必要があります。そのため学習指導要領等に基づき、人権尊重の理念について正しく理解させるとともに、学習内容を創意工夫し豊かな感性の育成を図ります。

そのために次のことを推進します。

- ① 道徳及び総合的学習をはじめとする各教科において、心に響く学習内容の創造と指導方法の工夫・改善を図ります。
- ② 社会性や豊かな人間性を育むための多様な体験学習の機会の充実を図ります。
- ③ 人権に対する教職員の理解及び指導力の向上に向けた研修の充実を図ります。

(2) 社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現をめざし、人権に関する学習の機会の充実を図ります。その際、人権に関する学習では単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活における態度や行動に現れるような人権感覚を身につけることが重要であることに留意します。

そのために次の施策を推進します。

- ① 教育の原点である家庭教育への支援の充実を図ります。
- ② 地域に身近な施設である地域センター等の社会教育施設を中心とした学習の場の充実を図ります。
- ③ 参加体験型研修会の提供等、学習プログラム¹の開発に努めます。
- ④ 指導者の養成及びその資質の向上等、推進体制の充実を図ります。

2 人権啓発

人権啓発は、市民から幅広く理解と共感が得られることが肝要であり、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえた啓発活動が重要です。こうした視点にたち、次のことに配慮する必要があります。

(1) 内容

① 基本的な知識

憲法をはじめとした人権に関する国内法及び国際条約の周知など、基本的な知識の習得を図る。

② 生命の尊さ

生命の尊さや、個々の人間がかけがえのない存在であることを真に理解し、他人との共生・共感の大切さを実感してもらえる。

③ 個性の尊重

お互いの異なる個性を前提として違いを認め、尊重し合うことが大切であるということを訴えかける。

¹ 学習プログラム/学習の課程、その展開。

(2) 方法

① 発達段階に応じた啓発

人権啓発は、その対象者の理解度に合わせた啓発を行うことが重要であり、対象者の発達段階に応じて、手法を創意工夫することが必要です。また、対象者の家庭、学校、地域及び職域などの日常生活における経験などから、自分の課題として実感できるものを取り上げる必要があります。

② 具体的な事例を活用した啓発

その時々々の社会問題など、具体的な事例を取り上げ、自由に議論することは、啓発を受ける側にとって関心を持ちやすく、自身の経験を通して身近に感じることができ、人権尊重について正しい知識及び感性を練磨する上で効果が期待されます。なお、この場合、社会的弱者の立場に立った啓発に心がける必要があります。

③ 参加型・体験型の啓発

これまでの人権啓発の多くは、著名人や学識経験者による講演会、研修会であったり、啓発映画、啓発ビデオの放映等によるものであり、人権に関する知識や情報を伝えるという点では、一定の効果がありましたが、さらに啓発を進めていくには、人権問題を鋭くとらえる感性や日常の生活の中で態度や行動に現われる人権感覚を体得するという参加型の啓発手法を採用することも必要です。

④ インターネットを活用した啓発・研修

人権課題に関する情報取得の方法として、インターネットの活用が増えていることに加え、情報技術の発展により、WEB会議システム等を活用したセミナーなどのイベントが増えている状況を踏まえ、スマートフォンなどの身近な端末を使って、気軽に人権に関する学習ができるよう、インターネットを使った啓発や研修に取り組むことで、より幅広い層に人権意識を浸透させることができます。

第5章 重要課題への取組み

平成14(2002)年3月に策定された国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、普遍的な視点からのアプローチとともに、現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌ²の人々、外国人、HIV³感染者やハンセン病⁴患者等をめぐる様々な人権問題や、インターネットによる人権侵害が重要課題となっています。また、平成23(2011)年4月には「人権教育・啓発に関する基本計画」が一部変更され、取り組むべき人権課題の一つとして「北朝鮮当局による拉致問題等」が新たに追記されました。

近年は、性的指向⁵・性自認⁶等に関する人権問題、ホームレスの人々をめぐると人権問題、人身取引等の新たな人権課題も生じています。

このような人権をとりまく情勢を踏まえ、各人権課題の解決に向けた取組みを推進します。

² アイヌ/「人間・ひと」を意味し、アイヌ語では、「ほんとうに立派な人」という使い方をする誇り高い言葉。

³ HIV/Human Immunodeficiency Virus の略語。外部からの病原体に対する抵抗力を支える抗体をつくるリンパ球に取り付いて増殖し、その細胞の働きを壊すウイルスのことで、感染力はウイルスの中でもきわめて弱い。

⁴ ハンセン病/1873年にノルウェーのハンセンが発見した「らい菌」の感染によって、皮膚とおもに皮膚や筋肉に張りめぐらされた神経(末梢神経)などがおかされる病気。

⁵ 性的指向/人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。

⁶ 性自認/自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念

1 女性

日本国憲法では個人の尊厳と両性の本質的平等がうたわれ、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止するとともに家族関係における男女平等についての明文の規定を置いています（第14条及び第24条）。また、「男女共同参画社会基本法」、「DV防止法」、「男女雇用機会均等法」に加え、平成27(2015)年9月には「女性活躍推進法」が施行するなど、女性を取り巻く法的な環境整備は進んできています。

本市では、こうした状況を踏まえ、令和2(2020)年3月に「第3次東広島市男女共同参画推進計画（きらきらプラン）」を策定しました。

しかし、令和2(2020)年度に実施した「市民意識調査」において、「女性の人権についてどのような問題が起きていると思うか」について聞いたところ、半数が「男女の固定的な役割分担意識」、4割台が「職場での差別待遇」、「古い考え方や社会通念、慣習・しきたりによる女性の活躍の制限」、「セクシュアル・ハラスメント⁷」、「痴漢やわいせつ行為などの性犯罪」と回答しています。「男女の固定的な役割分担意識」は、性別にかかわらず男女がその個性と能力を発揮する男女共同参画社会の実現を妨げる要因の一つとなっていることから、この考えを見直していく取り組みが必要です。また、セクシュアル・ハラスメントをはじめとする様々なハラスメントやドメスティックバイオレンス⁸などの女性に対する暴力、痴漢やわいせつ行為などの性犯罪は、女性の人権を侵害する問題であるにもかかわらず、その重要性はいまだに十分認識されているとは言えません。「DV防止法」、「ストーカー規制法」などの法整備が進んではいますが、いかなる暴力も許さないという社会の意識を醸成するとともに、暴力や性犯罪などの被害を相談しやすい体制づくりを推進する必要があります。

このような状況を踏まえ、人権教育においては、人権尊重を基盤とする男女平等観の形成を促進するため、学校、地域、家庭などのあらゆる場において、男女が互いに尊重する意識を高めるための教育・学習の充実を図る必要があります。

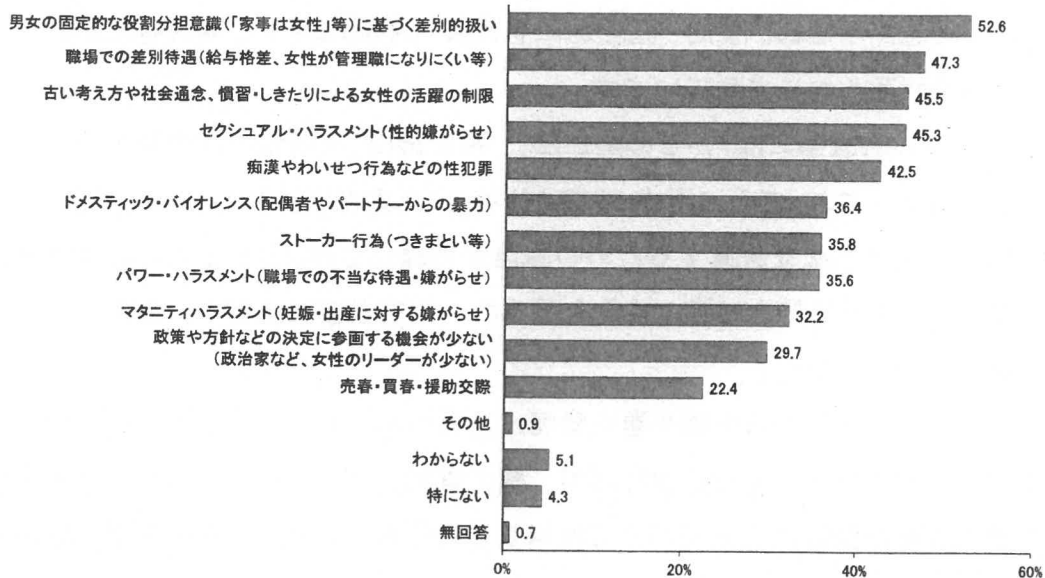
人権啓発においては、女性の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるとともに、男女が互いに人権を尊重し、能力を十分に発揮することができるよう啓発活動を充実させる必要があります。

⁷ セクシャルハラスメント/セクシュアル・ハラスメント/相手方の意に反した、性的な性質の言動を行い、それに対する反応によって一定の不利益を与えられたり、それを繰り返すことによって就業・学業活動環境を著しく悪化させることをいう。

⁸ ドメスティックバイオレンス(DV)/配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力。

女性の人権についてどのような問題が起きていると思うか

「男女の固定的な役割分担意識」、「職場での差別待遇」、「古い考え方や社会通念、慣習・しきたりによる女性の活躍の制限」、「セクシュアル・ハラスメント」などの回答が多くなっています。



「市民意識調査」より

「重点項目」

- ① 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直しと、多様な生き方を選択できる社会に向けた啓発・普及を推進します。
- ② あらゆる分野の政策・方針に女性の意見を取り入れるために、市の審議会等の委員への女性の参画の促進や市職員における女性の採用及び管理職登用の推進に努めます。
- ③ 雇用における男女機会均等や、職場における男女平等を推進するために、企業等へ啓発を促進させる必要があります。
- ④ 女性の社会参画を促進するために、仕事と家庭が両立できる環境を整備するとともに、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を促進する多様な就業形態を主体的に選択できるよう、情報提供等の支援に努めます。
- ⑤ 女性に対するあらゆる暴力を根絶するために、人権尊重の意識を醸成するための教育・啓発活動及び女性に対する暴力を誘引する有害環境の浄化を推進するとともに、被害者の救済・援助に向けての環境整備を促進します。
- ⑥ 学校、地域及び家庭において男女が互いを尊重する意識を高めるために、多様な学習機会を提供します。

2 子ども

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の拡充に関しては、既に日本国憲法をはじめ、「児童福祉法」、「児童憲章」及び「教育基本法」等においてその基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされています。

平成 25(2013)年には「いじめ防止法」、平成 26(2014)年には「児童ポルノ禁止法」改正法が施行され、さらに平成 28(2016)年に「児童福祉法等の一部を改正する法律」において児童福祉を保障するための原理が明確化され、「子ども・若者育成支援推進法」、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。

しかし、子どもたちを取り巻く環境は、我が国においても懸念すべき状況にあります。少年の検挙・補導人数は近年、減少傾向にあるものの、少年による家庭内暴力事件の認知件数は右肩上がりです。また、全国の児童相談所における実親等による児童虐待に関する相談件数も増加を続けており、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件が後を絶ちません。

さらに、犯罪による被害を受ける子どもの数も増加し、児童売買春・児童ポルノ、薬物乱用などによる子どもの健康や福祉を害する犯罪も多発しています。

本市では、「市民意識調査」において、「子どもの人権についてどのような問題が起きていると思うか」について聞いたところ、8割超が「いじめ（インターネット上も含む）」、半数以上が「虐待」、「いじめ、体罰、虐待の見てみぬふり」と回答しており、とりわけ「いじめ」に関する関心が高くなっています。

また、子どもを支援する取組みのさらなる充実を図るため、令和 2(2020)年 3月に「第 2 期東広島市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

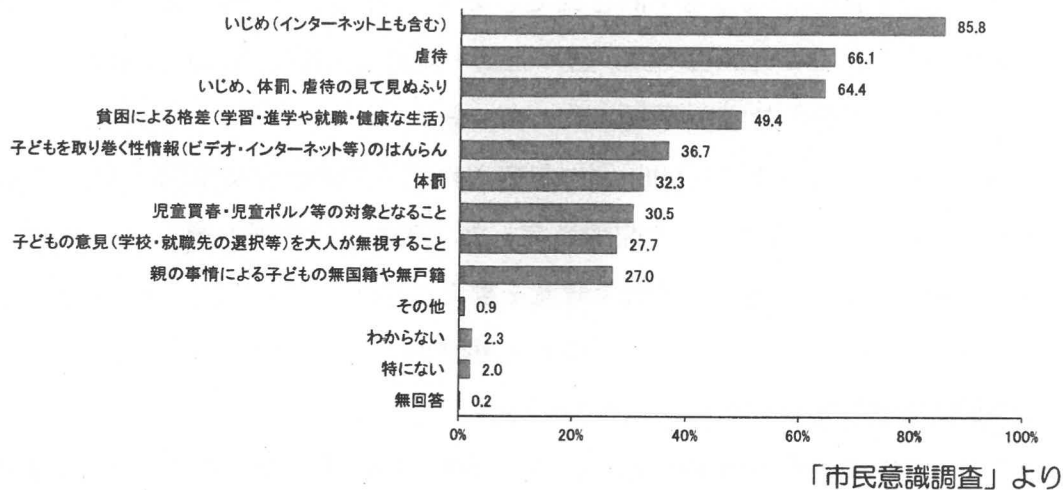
人権尊重の視点からは、子どもが健やかでのびのびと育ち、その個性や権利が尊重され、子ども一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことができる社会づくりのための教育・啓発を行う必要があります。

このような状況を踏まえ、人権教育においては、子どもの社会性や豊かな人間性を育み、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすための教育を推進する必要があります。

人権啓発においては、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための学習機会を充実させる必要があります。

子どもの人権についてどのような問題が起きていると思うか

「いじめ（インターネット上も含む）」、「虐待」、「いじめ、体罰、虐待の見てみぬふり」などの回答が多くなっています。



「重点項目」

- ① 児童虐待など、子どもの健全育成上重大な問題の解決に向けて、子どもの基本的人権に関する啓発活動を推進するとともに、未然防止・早期発見・早期解決を図るために、必要に応じて、個別の支援方策を検討するケース会議やネットワーク会議を行うなど関係機関相互の連携を強化します。
- ② 自他の権利を大切にし、社会のなかで果たす義務や責任についての学習を深めます。
- ③ 問題行動、いじめ及び不登校などの問題の解決に向け、学校へのカウンセラー⁹等の派遣、家庭へのホームサポーター¹⁰の派遣及び不登校への取組みに関する情報提供・相談・指導を推進するとともに、悩みを抱える子どもの学習や生活体験ができる場を提供します。
- ④ 教職員が人権について正しく理解し、それを教育の場で生かせるようにするための研修の充実に努めるとともに、一人ひとりを大切にした指導方法の研究を推進します。
- ⑤ 子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、地域センター等の社会教育施設における各種学級・講座等の学習機会の充実に努めます。
- ⑥ 保護者等が家庭教育について学ぶための機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組みの充実に努めます。
- ⑦ 次代を担う全ての子どもが健やかに育つよう、適切な保育を実施するとともに、保育士等に対する研修の充実に努めます。

⁹ カウンセラー／依頼者の抱える問題・悩みなどに対し、専門的な知識や技術を用いて行われる相談・援助を行う者。

¹⁰ ホームサポーター／家庭の子どもや保護者等に対する相談員・支援者。

3 高齢者

我が国の人口の高齢化は急速に進んでおり、令和 18(2036)年には、3人に1人が65歳以上の高齢者になると予測されています。これは、世界に類を見ない急速な高齢化の進行であることから、我が国の社会・経済の構造や国民の意識がこれに順応できるよう、早急な対応が課題となっています。

国においては、平成 7(1995)年に制定された「高齢社会対策基本法」に基づき、平成 30(2018)年 2月に新たに閣議決定した「高齢社会対策大綱」で、「意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整えること」とともに、全ての人々が安心して高齢期を迎えられるような社会を作る観点から、「十全な支援やセーフティネットの整備を図る必要がある」としています。

また、全ての世代の活躍推進に向け、女性の社会進出を促進するほか、高齢者の介護を支える社会保険制度としての「介護保険制度」、判断能力が不十分な方々の財産と権利を守り支援する「成年後見制度」、「高齢者虐待防止法」などによっても、高齢者の権利擁護の推進が図られています。

本市においては、大学生等の若年層の流入により、高齢化率は全国平均以下の水準で推移しているものの、そうした要因を除けば確実に高齢化が進行しており、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる令和 7(2025)年には、高齢者人口が4万7千人、高齢化率は 25.2%に達し、その後も令和 22(2040)年にかけて、高齢化がより一層進むことが見込まれています。

こうしたことから、住み慣れた地域で自立した生活ができる「地域包括ケアシステム」を深化・推進するため、令和 3(2021)年 3月に「第 9次東広島市高齢者福祉計画・第 8期東広島市介護保険事業計画」を策定し、各種の高齢者施策を展開しています。

「市民意識調査」において、「高齢者の人権について、現在、どのような問題が起きていると思うか」について聞いたところ、約 7割が「悪徳商法や詐欺の被害が多い」と回答しています。こうした被害の背景には、社会構造の変化による核家族化の進展により、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加したことに加え、地域住民間の連帯感が希薄になっていることなどがあげられます。

高齢者の豊かな知識や経験が生かされず、結果として家に閉じこもりがちになるなどといった社会環境も、高齢者の人権侵害につながる要因となっています。

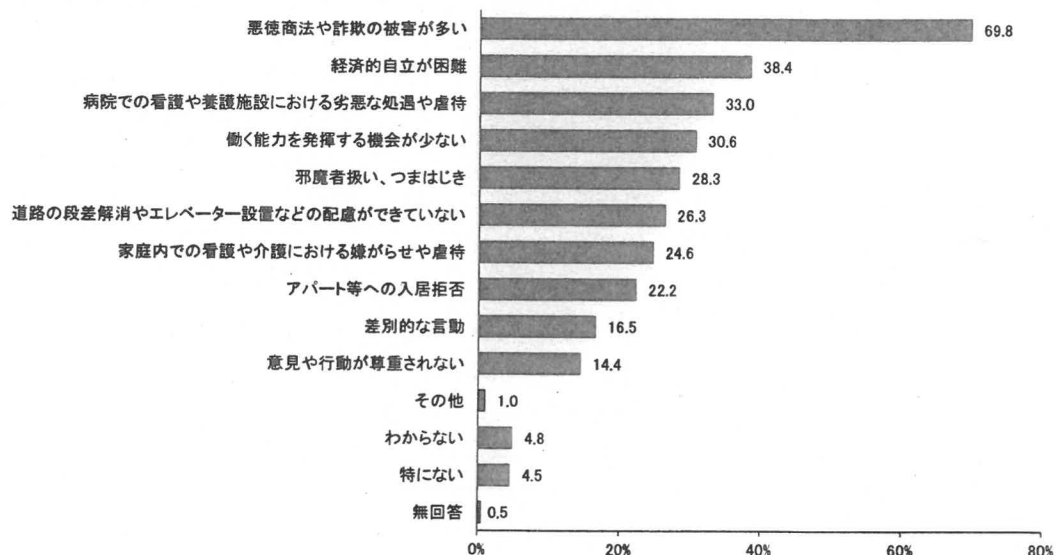
高齢者の人権尊重のためには、高齢者に対する理解を深めるとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるような取組みを推進し、介護・保健・医療・福祉等各種のサービスを必要とする高齢者に、質の高いサービスを提供することが重要です。

このような状況を踏まえ、人権教育においては、高齢化の進展を踏まえ、教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育むとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉などの課題に関する理解を深める教育を推進する必要があります。高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かした世代間交流の機会を充実させ、高齢者と次世代との相互理解や連帯感を深めることが重要です。

人権啓発においては、高齢者の人権についての認識と理解を深めるとともに、人権尊重思想の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化する必要があります。

高齢者の人権についてどのような問題が起きていると思うか

「悪徳商法や詐欺の被害が多い」、「経済的自立が困難」、「病院での看護や養護施設における劣悪な処遇や虐待」などの回答が多くなっています。



「市民意識調査」より

「重点項目」

- ① 高齢者が社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現に向けて、高齢者の人権について認識と理解を深めるための教育・啓発活動を推進します。
- ② 高齢者の介護予防や権利擁護など、日常生活における総合的な相談に応じる地域包括支援センターを、広く市民に活用されるよう周知するとともに、法務局等、関係機関との密接な連携協力を図り、利用しやすい人権相談体制の充実に努めます。
- ③ 成年後見制度や東広島市社会福祉協議会が行う権利擁護センター事業の周知を図り、高齢者の権利の擁護に努めます。
- ④ 「敬老の日」等における行事を通じ、幅広い市民の高齢者福祉に対する関心や理解が深まるよう努めます。
- ⑤ 高齢者が安全に、かつ安心して生活するための在宅福祉サービスの充実に努めるとともに、虐待防止や認知症支援など、高齢者の人権尊重に関する市民の理解と認識を深めます。
- ⑥ 高齢者の優れた知識・経験等を生かし、社会参画を実現するための条件整備を図るとともに、ボランティア活動や多様な就業機会の確保のための支援や啓発を促進します。

4 障害者

平成 23(2011)年に改正された「障害者基本法」では、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」(第3条1項)と規定されています。

国においては、「障害者基本法」の改正に加え、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」、「障害者総合支援法」などの国内法を整備し、平成 26(2014)年には障害者に関する初めての条約となる「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

本市においても、障害の有無にかかわらず、すべての人にとって暮らしやすい地域共生のまちづくりを目指し、「第3次東広島市障害者計画」、「第6期東広島市障害福祉計画及び第2期東広島市障害児福祉計画」をはじめとする様々な施策を推進しています。

市民意識調査において、「障害者の人権についてどのような問題が起きていると思うか」について聞いたところ、4割超が「就職・職場での不利な扱い」、「差別的な言動」、「職場、学校等での嫌がらせやいじめ」と回答しているように、現実には、障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にあります。また、障害のある人への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合があります。

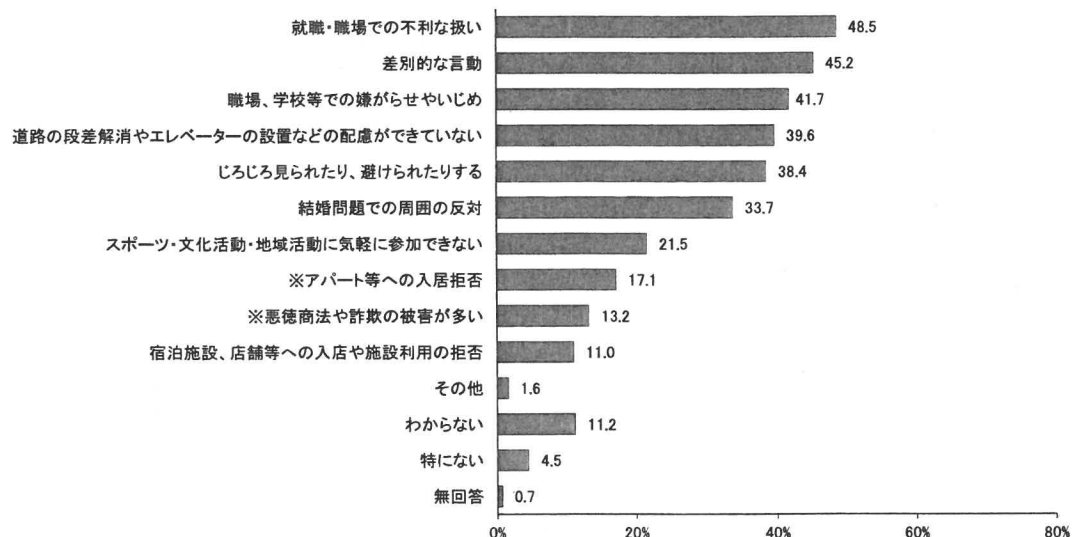
このような状況を踏まえ、人権教育においては、障害者の自立と社会参加をめざすとともに、特別支援学級等における教育の充実を図り、障害のある子どもに対する理解と認識を深めるために、学校教育活動全体を通じて、障害者を取り巻く諸問題や、福祉・介助をめぐる諸課題に関する学習を推進していく必要があります。

人権啓発においては、障害者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーション¹¹の理念を定着させることにより、障害者の自立と社会参加が達成できるよう、種々の啓発活動を充実・強化する必要があります。

¹¹ ノーマライゼーション/障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指すこと。

障害者の人権についてどのような問題が起きていると思うか

「就職・職場での不利な扱い」、「差別的な言動」、「職場、学校等での嫌がらせやいじめ」などの回答が多くなっています。



「市民意識調査」より

「重点項目」

- ① 障害者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させるために、広報活動及び啓発活動を推進します。
- ② 東広島市社会福祉協議会が行う権利擁護センター事業により障害者の権利の擁護に努めます。
- ③ 子育て相談や子育て支援の機能も持つ「子育て・障害総合支援センター」内に、障害者の総合的な相談に応じる「障害者相談支援センター」を設置し、相談しやすい環境とさまざまな相談に応じることができる体制を整えます。
- ④ 障害者就労支援コーディネーターを設置し、また本市障害者雇用奨励金制度による措置を講じることなどを通じ、障害者の就業機会の拡大を図ります。
- ⑤ 障害者が個人としての尊厳を尊重され、適切な処遇が行なわれるよう、施設等職員の研修に努めるとともに、人権の重要性についての理解と認識を深めるための啓発を行います。
- ⑥ 特別支援教育充実のために、特別支援教育コーディネーター及び教育担当者を対象とした研修会を実施するなど、特別支援教育に対する理解を深めるとともに、指導者の専門性の向上に努めます。
- ⑦ 障害者に対する理解と認識を深めるために、幼児・児童・生徒及びその保護者並びに住民等に対する教育・啓発を推進します。

5 同和問題

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図るために、本市でもこれまで各種の特別対策を展開してきました。

この結果、環境整備等については着実に改善されてきたことから、平成13(2001)年度末の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効に伴い、特別対策を終了し、今後の施策については、地域の状況や事業の必要性に応じ、一般施策で対応することになりました。

こうした中で、平成28(2016)年に「部落差別解消推進法」が成立しました。この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展によって部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識を示すとともに、国及び地方公共団体の責務を規定しています。

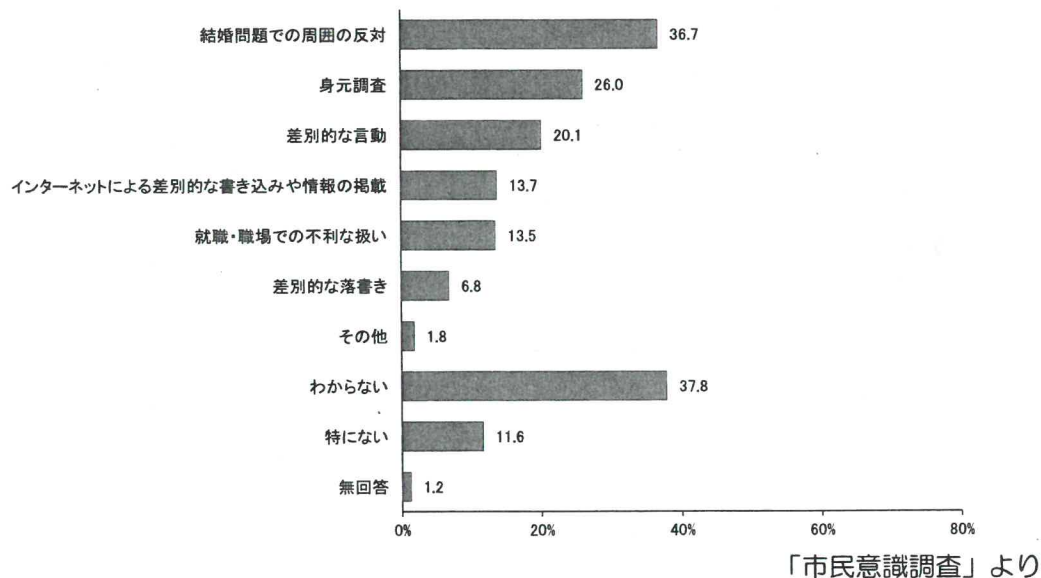
本市においても、差別意識の解消に向け、人権教育・啓発に取り組んでまいりましたが、市民意識調査において、「同和問題（部落問題）について、どのような人権問題が起きていると思うか」を聞いたところ、3割超が「結婚問題での周囲の反対」、2割超が「身元調査」と回答しているように、この問題に関する差別意識は依然として存在しており、今後とも粘り強く取り組んでいくことが求められています。

一方で「どのような人権問題が起きているのかわからない」という回答が4割近くあることから、認知度や関心度が高いとは言えない結果となっています。

このような状況を踏まえ、人権教育においては、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階や地域の実情を踏まえ、家庭教育、学校教育及び社会教育の場において、相互の連携を図って人権尊重の理念について理解を促し、一人ひとりを大切にする精神を育んでいく必要があります。

人権啓発においては、市民一人ひとりが同和問題について偏見や差別意識を解消し、正しい理解と認識を深めるための啓発活動を引き続いて推進していく必要があります。

同和問題（部落問題）について、どのような人権問題が起きていると思うか
 「結婚問題での周囲の反対」、「身元調査」、「差別的な言動」などの回答が多くなっています。また、3割超が「わからない」と回答しています。



「重点項目」

- ① 同和問題に対する偏見や差別意識の解消に向けて、住民を対象とした講演会や広報紙等により、各種の教育・啓発活動を引き続き実施します。
- ② 東広島竹原人権擁護委員協議会が行う人権相談等の取組みを支援するなど、人権相談体制の充実に努めます。
- ③ 地域社会全体の中で、福祉の向上と人権啓発の住民交流の拠点となる本市人権センターにおいては、開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に推進します。
- ④ 事業主に対して、公正な採用選考システムを確立し、就職の機会均等が確保されるよう啓発を推進します。
- ⑤ 幼児・児童・生徒の発達段階に即しながら、学習指導要領等に基づいて指導することにより、人権尊重の理念についての理解を深めていきます。
- ⑥ 地域センター等、社会教育施設における人権問題に関する講座や事業等を充実することにより、人権尊重思想の普及・高揚に努めます。

6 外国人

本市には、4つの大学や、研究機関、国際関係機関、企業など、海外とのつながりを有する組織が多く、研究者・留学生やその家族、技能実習生など、世界の90を超える国や地域から多様な言語や文化的背景をもった外国人が共に市民として暮らしており、居ながらにして世界とつながり交流することができる国際色豊かなまちとなっています。また、大学のグローバル化の促進や、少子高齢化の進展による労働力不足、「改正入管法」の施行などを背景に、今後も外国人市民のさらなる増加が見込まれています。

このような状況に対応するために本市では、令和2(2020)年に「世界とつながり未来を創り出す 多文化共生のまち」を基本理念とする「第3次東広島市国際化推進プラン」を策定し、多様な人々が安心して暮らし、相互に理解し合い、個性や能力を生かして活躍できる魅力的なまちをめざして施策を進めています。

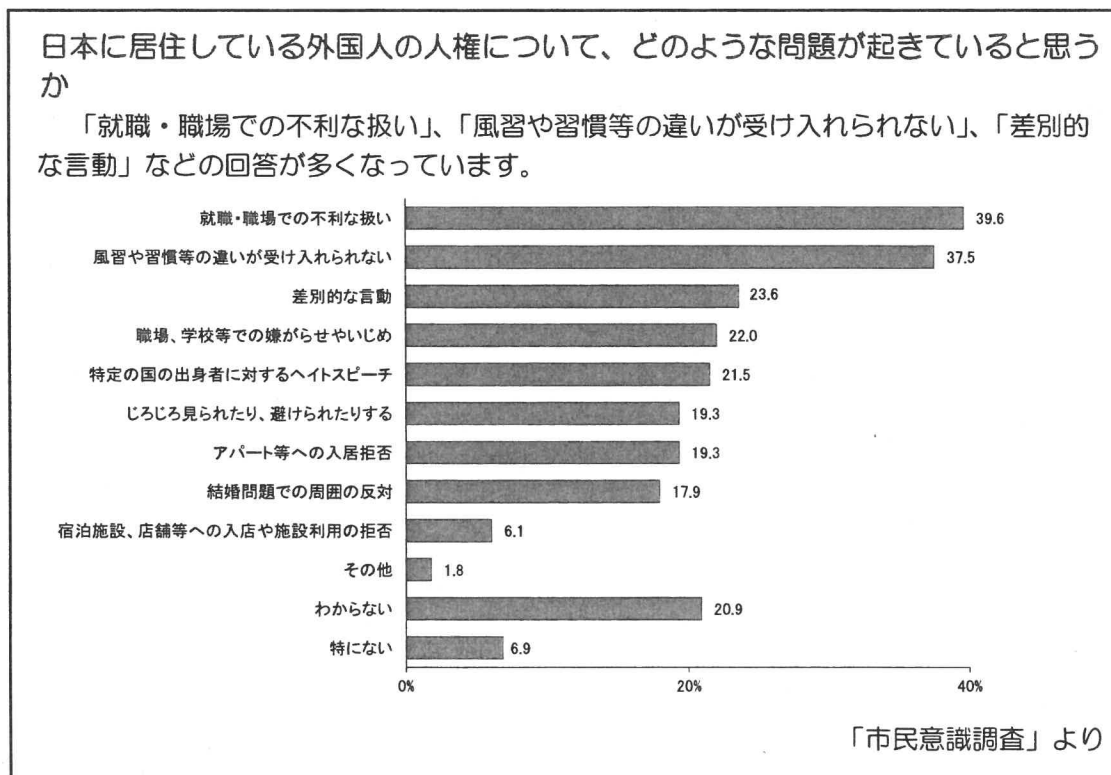
こうした中で、異文化理解、相互理解も深まってきていると考えられますが、「市民意識調査」において、「日本に居住している外国人の人権について、どのような問題が起きていると思うか」を聞いたところ、3割超が「就職・職場での不利な扱い」、「風習や習慣等の違いが受け入れられない」と回答しています。

国内の状況をみると、平成28(2016)年に「ヘイトスピーチ¹²解消法」が施行され、また、平成29(2017)年に施行された「技能実習法」には、技能実習生に対する人権侵害行為等についても禁止規定等が設けられたところです。しかし、未だ外国人就労に際しての差別の問題のほか、入居・入店拒否等様々な問題が発生しており、外国人の生活上の諸権利が十分に保障されていないといった状況や、居住地域とのつながりが希薄で孤立しやすい状況にあること等、克服すべき課題は、なお数多く残されています。今後も多様性が増していくことが見込まれる本市においては、世界共通の目標として設定されたSDGsの概念も踏まえ、外国人市民を含む全ての市民が安心して暮らすことのできる多文化共生のまちの実現に向けて人権教育・啓発活動を推進していく必要があります。

このような状況を踏まえ、人権教育においては、教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や、異なる習慣・文化をもった人々との共生を志向する精神を育み、また外国籍の児童・生徒に対して適切な支援を行う必要があります。

¹² ヘイトスピーチ/特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動。

ます。人権啓発においては、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、文化、生活習慣等における多様性を享受し尊重する意識を育成するための啓発活動が必要となります。



「重点項目」

- ① 外国人市民に対する偏見や差別意識を解消し、国籍や民族などの異なる人々が言語、文化及び生活習慣の違いを認め尊重し合いながら、同じ地域の一人として安心して暮せる多文化共生のまちづくりを進めていくため、各種の広報及び啓発活動を推進します。
- ② 外国人市民と日本人市民との相互理解、異文化理解を深めるための交流事業を推進するとともに、外国人市民の地域社会への参画を促進し、外国人市民も共に活躍できる環境づくりを推進します。
- ③ 外国人市民が安心して生活できるよう、多言語での情報提供や、相談対応等、生活環境の充実を図ります。
- ④ 体験学習や交流学习等、学校教育全体のあらゆる場を通して、異文化を尊重し、異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていくための教育を充実します。
- ⑤ 外国籍の子どもの実態に応じた指導内容及び方法を工夫します。
- ⑥ 地域センター等、社会教育施設における異文化理解に関する講座や交流事業等を充実することにより、人権尊重思想の普及・高揚に努めます。

7 HIV感染者・ハンセン病患者等

医学的に見て不正確な知識や思い込み等により、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者及び元患者のみならず、その家族に対する様々な人権問題が生じています。

新型コロナウイルスの感染拡大により、感染症患者に対する偏見や差別は、今まで以上に身近なものとなりました。新型コロナウイルス感染症の患者や家族にとどまらず、医療従事者やその家族までもが偏見や差別の対象とされ、社会問題になっています。

感染症については、まず、感染症に対する正しい知識を伝え、患者・元患者及びその家族等に対する偏見や差別意識を解消していくことが必要です。

(1) HIV感染者等

国内の状況を見ると、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）の感染者及びHIV感染者の発病後の状態にあるいわゆるエイズ患者に対しては、医療の拒否、就職・入学等の拒否及び解雇等の問題が発生しています。

しかし、HIV感染症は、その感染経路が特定されているうえ、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近年の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を予防したり、遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきています。

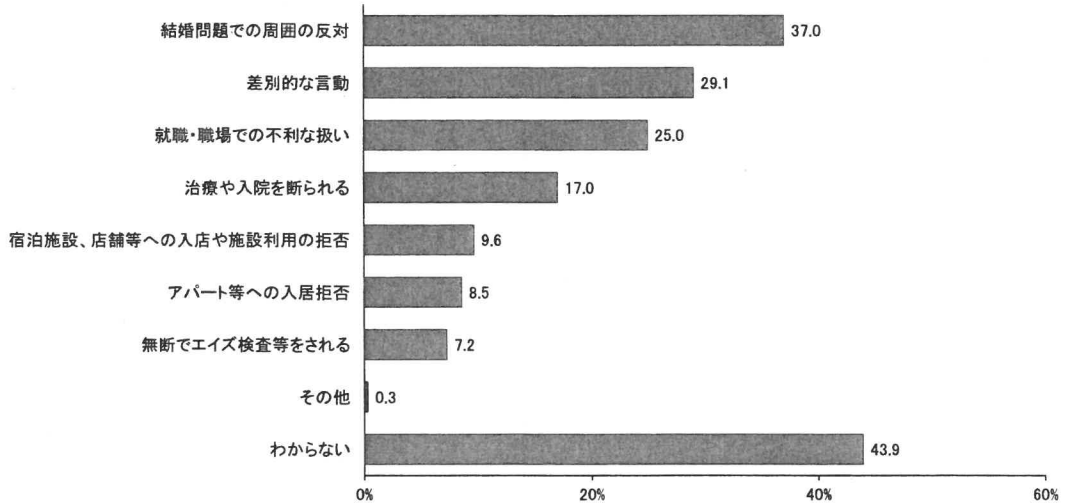
「市民意識調査」において、「エイズ患者・HIV感染者やその家族の人権について、どのような人権問題が起きていると思うか」を聞いたところ、3割超が「結婚問題での周囲が反対」、約3割が「差別的な言動」と回答しています。

しかしながら、「どのような人権問題が起きているのかわからない」という回答が4割を超えるなど、認知度や関心度が低いことが伺えます。

このような状況を踏まえ、正しい知識と行動を取るにより安心して暮らせることや、すべての人の生命の尊さ、生きることの大切さを広く市民に伝えるとともに、HIV感染者等に対する偏見や差別意識をなくすための教育・啓発を行う必要があります。

エイズ患者・HIV感染者やその家族の人権について、どのような問題が起きていると思うか

「結婚問題での周囲の反対」、「差別的な言動」、「就職・職場での不利な扱い」などの回答が多くなっています。また、4割超が「わからない」と回答しています。



「市民意識調査」より

(2) ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立されています。また、遺伝病でないことも判明しています。したがって、ハンセン病患者を隔離する必要性は全くないものですが、従来、我が国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから隔離政策が採られてきました。こうした政策は、昭和30(1955)年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白になった後も依然として改められることはありませんでした。平成8(1996)年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく隔離政策は終結することとなりましたが、療養所入所者の多くは、家族や親族との関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ず、また患者・元患者に対する入居拒否等の差別や嫌がらせにより社会復帰が困難な状況にあります。

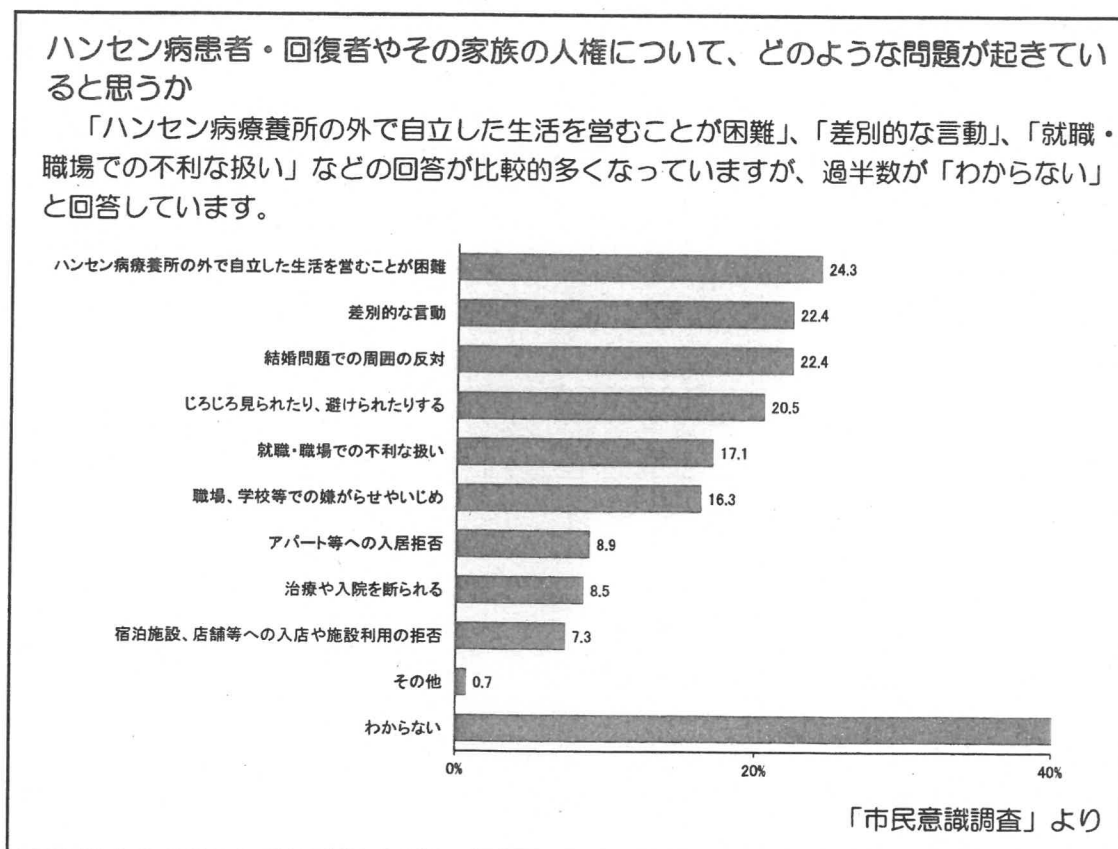
他方、平成13(2001)年5月にハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める下級審判決が下され、これが契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて明らかにされたことを踏まえ、平成21(2009)年にハンセン病問題の解決の促進に関する

必要な事項などを定めた「ハンセン病問題基本法」が施行されました。このことにより、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつあります。

また、令和元(2019)年には「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」の制定と「ハンセン病問題基本法」の改正により、ハンセン病患者及び元患者に加え、その家族に対しても、差別が禁止されるとともに、その名誉回復のため、必要な措置が講じられることになりました。

「市民意識調査」において、「ハンセン病患者・回復者やその家族の人権について、どのような人権問題が起きていると思うか」を聞いたところ、過半数が「わからない」と回答しています。

このような状況を踏まえ、本市でも、病気に対する正しい知識や、すべての人の生命の尊さ、生存することの大切さを広く市民に伝えるとともに、ハンセン病患者及び元患者、そしてその家族に対する偏見や差別意識をなくすための教育・啓発を行う必要があります。



「重点項目」

- ① 「感染症予防法」を踏まえ、感染症に対する正しい理解と知識の普及に努めます。
- ② エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別意識を解消し、H I V感染症及びその感染者等への理解を深めるために、広報活動及び啓発活動を推進します。
- ③ 職場におけるエイズ患者やH I V感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のために、事業者に対してエイズに関する情報の提供を促進します。
- ④ ハンセン病及びその患者、家族に対する偏見や差別意識を解消し、また、療養所に入所しているハンセン病元患者が円滑に社会復帰できるよう、ハンセン病に関する理解と知識の普及に努めます。
- ⑤ 幼児・児童・生徒の発達段階に即しながら、学習指導要領等に基づいて指導することにより、H I V感染者及びハンセン病患者等について、人権尊重の理念に基づく理解を深めていきます。
- ⑥ 地域センター等、社会教育施設においても、エイズ及びハンセン病、さらには新型コロナウイルス感染症など、差別につながるあらゆる病に関する正しい理解と知識の普及に努めます。

8 インターネットによる人権侵害

スマートフォンの爆発的な普及により、インターネットによる人権侵害は深刻さを増しています。個人の情報を不正に収集・利用・提供することは深刻な人権侵害を引き起こします。

インターネットにおいては、電子メール¹³やLINEなどのSNS¹⁴のような特定の利用者間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信や、電子掲示板を利用したネットニュース¹⁵のような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等があり、いずれも発信者に匿名性があること、情報発信が技術的・心理的に容易にできることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等を含む情報の掲載や、少年犯罪の被疑者等の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生しています。

最近では、インターネットを利用して、不正に個人情報入手し、架空の請求書を送りつけたり、偽造カードで現金を引き出したりするフィッシング詐欺などの悪質な詐欺犯罪や、出会い系サイトを介した犯罪が増えるなど、平穏な生活が脅かされている状況があります。

「市民意識調査」において、「インターネット上において、どのような人権問題が起きていると思うか」を聞いたところ、8割が「ひどい悪口（誹謗（ひぼう）・中傷）や差別的表現の掲載」、6割が「いったん流れた情報の訂正や削除が難しい」と回答しています。

高度情報通信社会における個人情報の著しい利用の拡大を背景として、国においては、平成14(2002)年に「プロバイダ責任制限法」、平成17(2005)年に「個人情報保護法」、平成21(2009)年に「青少年インターネット環境整備法」を施行しました。

さらに、令和3(2021)年4月に成立した「プロバイダ責任制限法」の改正で、他者の名誉・信用等を毀損する書込みに関する発信者情報の開示に関し、開示請求の対象範囲の拡大や、1回の手続きで発信者情報の開示を請求できる新たな手続の創設など、制度的な見直しが行われました。

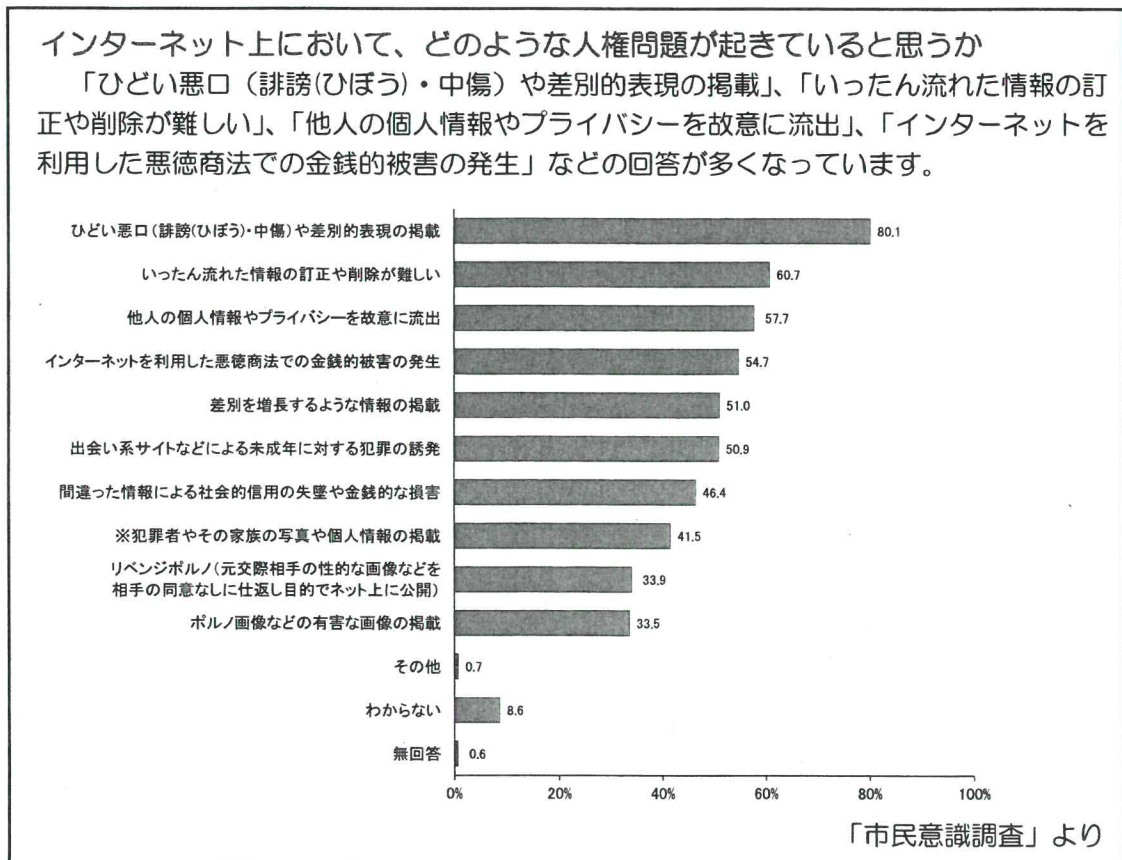
本市においても、「東広島市個人情報保護条例」により、市が保有する個人情報の適正な取扱いを規定しています。

¹³ 電子メール/インターネットを利用した情報や記事などの提供手法の一つ。

¹⁴ SNS/ソーシャルネットワーキングサービスの略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと

¹⁵ ネットニュース/インターネットで発信される不特定多数を対象とした情報発信。

こうした状況を踏まえ、インターネット利用者やプロバイダー¹⁶等に対して、個人のプライバシー¹⁷や名誉に関する正しい理解を促すとともに、広く市民に対しても、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題や、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル¹⁸・情報リテラシー¹⁹について正しい理解が得られるための教育・啓発を推進する必要があります。



「重点項目」

- ① 社会生活の中で情報や情報技術が果たす役割やその及ぼす影響に関する理解を促し、また情報モラル・情報リテラシーの必要性や情報に対する責任等について理解を深めるための教育・啓発活動を推進します。

¹⁶ プロバイダー／インターネット接続サービス提供事業者。

¹⁷ プライバシー／個人情報。

¹⁸ 情報モラル／情報発信倫理。

¹⁹ 情報リテラシー／情報を使いこなす能力のこと。

9 その他

以上の諸問題の他にも、人権にかかわる多くの問題が存在します。例えば、アイヌの人々は、北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等を始めとする独自の文化や伝統を有しています。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉である文化や伝統は、歴史過程での同化政策により十分に保存・伝承が図られているとは言えません。また、アイヌの人々の生活環境や経済状況等も北海道ウタリ²⁰福祉対策等により着実に向上してきてはいるものの、依然として格差が認められるほか、結婚や就職等において偏見や差別が存在します。こうした状況を踏まえ、令和元(2019)年5月に「アイヌ施策推進法」が施行されました。この法律の規定に基づき、アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指す施策の推進が図られています。

また、刑を終えて出所した人々が社会復帰を目指すうえで、根強い偏見や差別意識により、極めて厳しい状況を生み出し、社会の一員として円滑に生活を営むことを困難にしています。さらに、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりをみせており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっています。

北朝鮮当局による拉致問題等については、1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりました。平成14(2002)年9月の日朝首脳会談を経て、平成14(2002)年に5名の拉致被害者が帰国しましたが、その他の被害者については、いまだ帰国が実現していません。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する啓発を図ることが求められます。

また、最近では、からだの性とこころの性が一致しない人(トランスジェンダー²¹)などLGBTQ+²²と称される人々に対する周囲の無理解・偏見や差別的扱いが問題になっています。

性同一性障害については、平成16(2004)年に「性同一性障害特例法」が施行され、

²⁰ ウタリ/アイヌ語で「同胞」を意味する。

²¹ トランスジェンダー/トランスジェンダーは「心と身体の性別が一致しないという感覚を持つ人」で、トランスジェンダーのひとつに、「心と身体の性別を一致させたいと望んでいる」性同一性障害がある。

²² LGBTQ+/レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダーのアルファベットの頭文字に、クエスチョン(わからない、迷っている、決めたくない)及びクィア(変わった、奇妙な)のアルファベットの頭文字と「+」を加え、性の多様性について包括的な意味を持たせた肯定的呼称。

性同一性障害者が、特定の要件を満たす場合は、家庭裁判所の審判により、法令上の性別の取扱いを変更できるようになりました。

性的指向については、同性カップルの関係を認知するパートナーシップ宣誓制度²³を導入する自治体が全国的に増えています。「市民意識調査」において、半数が「パートナーシップ証明書を東広島市も発行すべきだ」と回答しているなど性の多様性に関する社会的理解を促進する動きはあるものの、浸透までには至っていません。

他にも、ホームレスの人々に対する人権侵害の問題、性的搾取や強制労働、臓器売買などを目的とした人身取引（トラフィッキング）の問題など、様々な人権に関する問題が知られています。今後、社会の急速な変化の中で、さらに新たな人権問題が発生してくる可能性があります。

このように、様々な人権にかかわる問題に対して、すべての人の人権を尊重し保障する視点に立って、あらゆる偏見と差別意識を解消し、人権尊重思想の普及及び高揚を図るための教育・啓発を推進する必要があります。

²³ パートナーシップ宣誓制度／一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係（パートナーシップ）である旨の宣誓書を提出し、自治体が受領証等を交付する制度。

第6章 人権の推進に関わる者に対する研修等

人権教育・啓発の推進にあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組みが不可欠であり、人権尊重の精神が職場はもとより、社会の隅々までいきわたるようなきめ細かい人権感覚をもって職務を遂行することが求められます。

国連 10 年国内行動計画においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員及びマスメディア²⁴関係者の 13 の業種に従事する者を掲げ、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めるものとしています。

本市においては、従来より様々な人権問題に対する認識を深めるため、各種研修会・講演会等への参加や、各課単位の研修を行うなど、関係者が人権教育・啓発の推進者としての力量を高めるための取組みを行っています。また、社会教育関係者、福祉・医療関係者及び消防職員等に対しては、それぞれの職場で実施する研修等のための教材の提供や講師の派遣等により支援をしています。

学校においては、指導者である教職員自身が人権問題に対する深い理解と認識を持つことはもとより、教職員の日々の自己研鑽により、子どもたち一人ひとりの人権を尊重した教育活動が求められます。そうした教育の実現に向け、教職員の指導力の向上を図るための研修等を実施しています。

今後とも、人権にかかわりの深い職業に従事する者が人権問題を正しく認識し、それぞれの職務の遂行にあたって適切な対応が行えるよう研修等の充実に努めます。

企業においては、多様な人材を活かし、それぞれの能力が最大限発揮できる機会を提供することで、企業力を高めていこうという、ダイバーシティ経営²⁵に対する関心が高まっています。市内 200 事業所を対象に実施した「事業所意識調査」でも、6 割台が「募集・採用にあたり国籍・出身地・信条を問わない」、半数近くが「募集

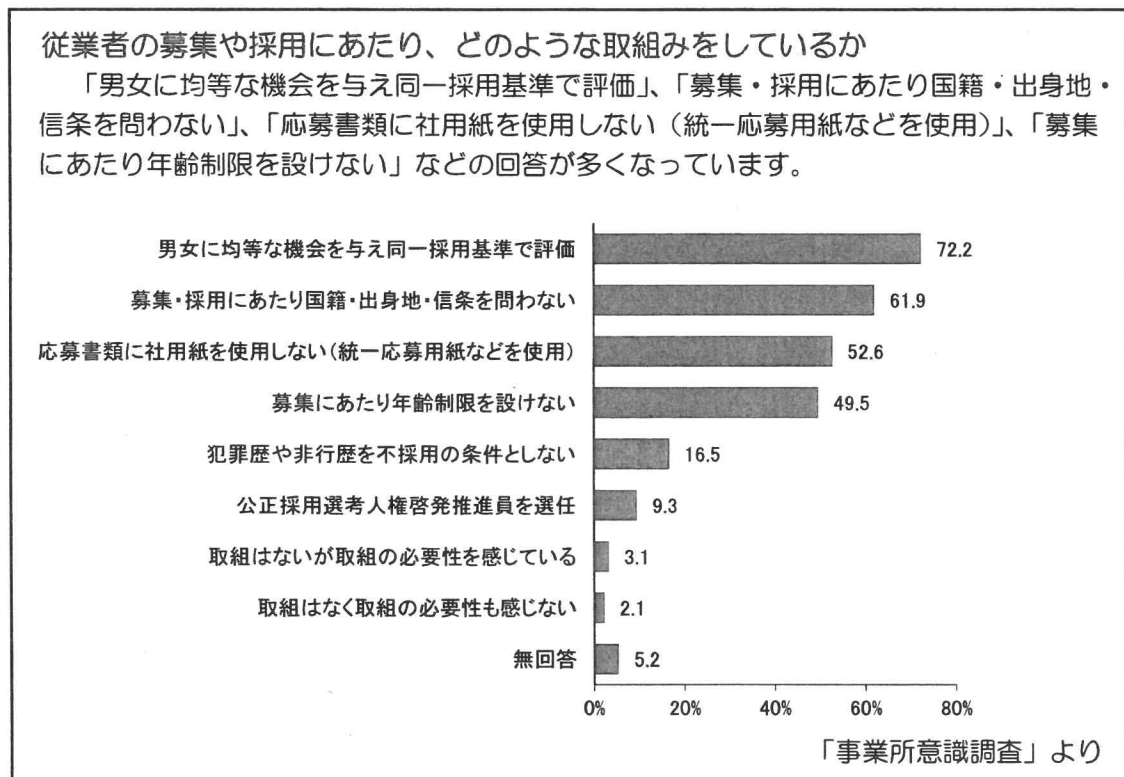
²⁴ マスメディア/大衆に呼びかける手段あるいは、媒体で、新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどを言う。

²⁵ ダイバーシティ経営/多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、「自由な発想」が生まれ、新しい商品やサービスなどの開発につながるような経営。

にあたり年齢制限を設けない」と回答しており、多様な人材を受け入れていこうという企業の意識が伺えます。

その一方で、人権教育問題に対する取組みはあまり進んでおらず、人権に関する研修等に社員を参加させている企業は、全体の2割程度に留まっています。

こうした状況を踏まえ、人権教育のための研修の実施や、専門家の派遣など、企業の人権擁護に向けた自主的な取組に対し、協力・支援を行います。



事業所意識調査の概要

(1) 調査対象

東広島市内に所在する事業所(本社・支社等が他の地域に所在する事業所を含む)
200ヶ所

(2) 調査方法

郵送による調査票配付・回収

(3) 調査期間

令和2(2020)年11月18日(水)から令和2(2020)年12月18日(金)まで

(4) 有効回収率

48.5% (有効回答数 97)

第7章 総合的かつ効果的な人権教育・人権啓発の推進

1 教育の推進及び啓発行事の開催

市民一人ひとりに人権尊重の理念を伝え、それに対する市民の理解を深めるためには、幅広い各種の教育・啓発活動を総合的に実施することが重要です。

そのために、学校においては、子どもの発達段階に即しながら学習指導要領に基づいて学習したことが、具体的に生かせる活動を実施し、子どもの人権感覚を育みます。地域においては、地域センター等の社会教育施設において、人権尊重の理念について正しい理解を深めていくための学習活動や交流活動を進める中で、人権感覚の醸成を図ります。

また、市民が親しみをもって参加できる人権啓発のための講演会などの行事を実施します。

2 教育・啓発資料の作成と配布

人権教育・啓発の推進にあたっては、市民一人ひとりに人権に関する資料や教材を提供するとともに、人権に関する講演会や研修会等の情報を効果的に提供していくことが重要です。

そのために、様々な人々のニーズ²⁶に応える資料等の整備・充実に努めるとともに、人権に関する情勢は、時の経過とともに変遷するものであることから、時代の流れを反映した資料等の収集・整備を図ります。また、これらの情報に多くの人がアクセス²⁷しやすい環境づくりに努めます。

²⁶ ニーズ/要望または、要求。

²⁷ アクセス/接触または、接続。

3 教育・啓発に関する調査研究

人権に関する文献や資料等の収集及び整備、各種人権に関する研究会・大会への参加、及び人権に関する先進地等への視察等は、人権に関する国内外の動向や社会情勢の変化をつかむうえで効果的であり、人権教育・啓発を推進していくうえで重要であることから、その整備・充実を図ります。

また、財団法人人権教育啓発推進センターの「人権ライブラリー²⁸」等を活用し、従来、調査研究が十分でなかった分野等についても積極的に情報収集等を進めます。

4 担当者の育成

人権教育・啓発の推進にあたっては、地域・職域に密着したきめ細かな活動が必要であるとともに、そうした活動を担う担当者の育成が重要です。そのため人権教育・啓発を担当する職員を対象に、必要な知識を習得するための研修会を実施するなど、人権教育・啓発担当者の力量を高めるための取組みを推進するとともに、日常から人権感覚を豊かにするため、自己研鑽に努めることの大切さを認識させるなど、担当者育成に努めます。

5 マスメディア及びインターネット等情報関連技術の活用

人権教育・啓発の情報発信にあたっては、マスメディアの果たす役割は極めて大きいことから、市民に対して効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が重要です。マスメディアには、映像、音声及び文字を始めとした多種多様な媒体があり、その特性を最大限に生かすことによって、大きな効果が期待できます。テレビや新聞等のマスメディアの特性を十分に考慮して活用するとともに、インターネットの特性を活用して、広く市民に対して、人権に対する理解を深めるための学習情報等の提供に努めます。

²⁸ 人権ライブラリー／人権に関する図書・ビデオ・DVD・展示パネルや地方公共団体が作成した啓発資料等を幅広く提供することを目的とした図書館。

第8章 推進体制の確立

1 推進体制

人権教育・啓発の総合的かつ計画的に推進していくために、市長部局及び市教育委員会の関係所管課の綿密な連携を図ります。

また、人権に関する知識や経験を有する学識経験者や教育者、人権擁護に携わる方などで構成されている「東広島市人権教育及び人権啓発推進審議会」に対し、本計画の策定及び推進のための施策・基本計画の実施状況について必要な意見や提言を求め、施策に反映していきます。

2 各団体・機関との連携・協力

人権教育・人権啓発の推進にあたっては、行政・教育機関、市民団体及び企業等の果たす役割が極めて大きいと言えます。人権教育・啓発についてこれらが、それぞれの立場から自主的に取り組むとともに、互いに有機的な連携を保ちながら推進することが重要であることから、これらの団体・機関との連携・協力関係の構築に努めます。なお、民間の団体等と連携する場合には、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要があります。

3 計画のフォローアップ²⁹及び見直し

人権教育・啓発の実施状況を点検し、その結果を以後の教育・啓発活動に反映させるなど、計画のフォローアップに努めます。

社会情勢の変化や国際的潮流の動向等を考慮し、人権に関する新たな課題についても適切に対応する必要があり、そのため適宜計画の見直しを行います。

²⁹ フォローアップ/計画を効果的に実施し、次の段階に生かすための手当てまたは、その取り組み。

資 料

1	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	38
2	人権教育・啓発に関する基本計画	40
3	広島県人権教育・啓発指針	76
4	広島県人権教育推進プラン	80
5	広島県人権啓発推進プラン	82
6	東広島市人権教育及び人権啓発推進審議会規則	108